

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―六―九四

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）				別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）			
勤務箇所	職	員	調整数	勤務箇所	職	員	調整数

一	会計検査	サイバーセキュリティ	一
院、人事	の確保、情報システム		
院、内閣官	の整備若しくは管理又		
房（国家サ	はこれらと併せて行わ		
イバー統括	れる事務の運営の改善		
室を	除及び効率化に関する業		
く。）	、内務に直接従事すること		
閣府、宮内	を本務とする職員（人		
庁、公正取	事院の定める者に限		
引委員会、	る。）		
警察庁、カ			
ジノ管理委			
員会、金融			

一	会計検査	サイバーセキュリティ	一
院、人事	の確保、情報システム		
院、内閣官	の整備若しくは管理又		
房（内閣サ	はこれらと併せて行わ		
イバーセ	れる事務の運営の改善		
キュリティ	及び効率化に関する業		
センターを	務に直接従事すること		
除く。）	、を本務とする職員（人		
内閣府、宮	事院の定める者に限		
内庁、公正	る。）		
取引委員			
会、警察			
庁、カジノ			

庁、消費者	庁、デジタ	ル庁、総務	省、法務	省、出入国	在留管理	庁、外務	省、財務	省、国税	庁、文部科	学省、厚生	労働省、農	林水産省、
-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------

管理委員	会、金融	庁、消費者	庁、デジタ	ル庁、総務	省、法務	省、出入国	在留管理	庁、外務	省、財務	省、国税	庁、文部科	学省、厚生
------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	-------

		林野庁、経 済産業省、 国土交通 省、環境省 及び原子力 規制委員会	一の二 内閣 官房国家サ イバー統括 室
(2)	上席情報システム （る。）	(1) サイバーセキュリティ テイ運用専門官（人 事院の定める者に限 る。）	
一		二	

		労働省、農 林水産省、 林野庁、経 済産業省、 国土交通 省、環境省 及び原子力 規制委員会	一の二 内閣 官房内閣サ イバーセ キュリティ センター
(2)	上席情報システム （る。）	(1) サイバーセキュリティ テイ運用専門官（人 事院の定める者に限 る。）	
一		二	

一 の三 ～ 二十	専門官及び情報システム専門官（人事院の定める者に限る。）	
二 （略）		
	（略）	

一 の三 ～ 二十	専門官及び情報システム専門官（人事院の定める者に限る。）	
二 （略）		
	（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。